

令和4年第2回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和4年2月10日、14時00分に朝倉老人福祉センター会議室において、第2回農業委員会を招集した。

※コロナウイルスの影響により、農業委員のみの出席とする対応とした。

※代表推進委員の出席も控えていただいた。(下記に「★」で記載)

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員0名】

26番 井手 峯勝 (★)	29番 水城 正則 (★)	31番 満生 直樹 (★)
37番 上野 智実 (★)		

(※26番・29番・31番・37番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松田 勝 久

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松田 勝 久
係 長	松尾 康 年 (欠席)
事務吏員	水落 ひかる

事務吏員 川 波 貴 敬
事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 柴 山 利 夫

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和4年第2回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。本日の出席委員数は農業委員19名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
なお、新型コロナウイルスの影響により農業委員のみの出席としています。また、代表推進委員の出席も控えていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。議事録署名人に15番永井委員、16番畑委員を指名いたします。よろしくお願ひします。それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明
6ページまで29件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から29番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

7ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課(柴山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。

本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

10ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の4番末石委員、31番満生委員を指名いたします。
次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議長 事務局。
事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の8番吉松委員、37番上野委員を指名いたします。
次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議長 事務局。
事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の15番永井委員、24番櫻木委員を指名いたします。
審議番号1番から3番を一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番から3番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
11ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議長 事務局。
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明 14ページまで11件ございます。
ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。
14番挙手

議長 14番坂田委員。
14番 (坂田委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は相続したが、農業をしていないため。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議長

14番坂田委員。

14番

(坂田委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は遠方在住のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議長

9番窪山委員。

9番

(窪山委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は高齢のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議長

6番小島委員。

6番

(小島委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は叔母からの贈与、譲渡人は甥への贈与です。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次の審議番号5番は、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議長

議長を交代しました。

次の、審議番号5番は、競売参加に係る買受適格証明願に対する資格審査となります。

それでは、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。

19番挙手

- 議 長 19番樋口委員。
- 19番 (樋口委員) 審議番号5番について説明します。この案件は、競売参加に係る買受適格証明願に対する資格審査です。譲受人・申請人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は競売、権利移転の理由として譲受人・申請人は経営拡大。農地法第3条第2項には該当いたしません。競売参加資格について問題はないと思います。
- ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番について競売参加に係る買受適格証明書の発行をすることを許可します。なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合には農業委員会会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可するものとします。
- 議長を会長と交代します。
- 議長交代：副会長 → 会長
- 議 長 議長を交代しました。
- 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。15番永井委員。
- 15番挙手
- 議 長 15番永井委員。
- 15番 (永井委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大・現在耕作しており相手方から要望があったため、譲渡人は2名おられますが、それぞれ経営縮小・高齢のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。
- ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
- 9番挙手
- 議 長 9番窪山委員。
- 9番 (窪山委員) 1筆9.48㎡というのがありますが、どういうことでしょうか。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局
- 事務局 (水落) 不動産登記法上、10㎡未満の土地については小数点以下まで記載することになっていますので、登記簿上そのようになっています。
- 議 長 9番窪山委員よろしいですか。
- 9番挙手
- 議 長 9番窪山委員。
- 9番 (窪山委員) わかりました。
- 議 長 他に、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
- 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。15番永井委員。

- 15番挙手
議 長 15番永井委員。
15番 (永井委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は3名おられますが、それぞれ遠方在住で高齢のため・遠方在住・経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。15番永井委員。
15番挙手
- 議 長 15番永井委員。
15番 (永井委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は高齢のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。
8番挙手
- 議 長 8番吉松委員。
8番 (吉松委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は自宅に隣接しており耕作に便利なため、譲渡人は高齢のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。
次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。
10番挙手
- 議 長 10番長野委員。
10番 (長野委員) 審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は親からの贈与、譲渡人は子への贈与です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願いします。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。
次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員。
16番挙手
議 長 16番畑委員。
16番 (畑委員) 審議番号11番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。
15ページをお開きください。次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手
議 長 事務局。
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明 1件ございます。
審議番号1番について説明します。変更前、変更後の申請人及び申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農地改良、一時転用です。変更の理由は隣接する山林も一体的に改良するよう計画を変更するものです。なお、前回の農地法4条許可は平成3年7月30日となっています。参考事項といたしまして、変更後は搬入土量約4,140㎡、最大地上げ高3m、期間は令和2年5月1日から令和5年4月30日、作付予定作物は針桑です。
ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局。
事務局 (水落) 審議番号2番について説明します。変更前、変更後の申請人及び申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農地改良、一時転用です。変更の理由は隣接する山林も一体的に改良するよう計画を変更するものです。なお、前回の農地法4条許可は平成3年7月30日となっています。参考事項といたしまして、変更後は搬入土量約1,800㎡、最大地上げ高3.8m、期間は令和2年5月1日から令和5年4月30日、作付予定作物は針桑です。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (水落) 審議番号3番について説明します。変更前、変更後の申請人及び申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農地改良、一時転用です。変更の理由は隣接する山林も一体的に改良するよう計画を変更するものです。なお、前回の農地法4条許可は平成3年7月30日となっています。参考事項といたしまして、変更後は搬入土量約3,472㎡、最大地上げ高3.6m、期間は令和2年5月1日から令和5年4月30日、作付予定作物は針桑です。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
12番挙手

議 長 12番田中委員。
12番 (田中委員) 転用目的が一時転用となっていますが、一時転用というのはどういうことでしょうか。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (水落) 一時転用というのは、改良行為を行っている間は耕作ができないので、農地以外になっていることなので一時転用と表記していますが、1種農地は3年以内に、それ以外の農地は5年以内に改良行為を行っていただくことで一時転用ということになります。改良行為後は、耕作目的で作付をしていただくことになっています。

議 長 12番田中委員よろしいですか。
12番挙手

議 長 12番田中委員。
12番 (田中委員) 畑のまま針桑を植えるということですね。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (水落) 地目については、本人様が法務局に地目変更登記の申請をされない限り畑のままとなります。

議 長 12番田中委員よろしいですか。
12番挙手

議 長 12番田中委員。
12番 (田中委員) わかりました。
議 長 他に、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

(水落) 審議番号4番について説明します。変更前、変更後の申請人及び申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は自己用住宅の建設です。変更の理由は排水経路の変更です。なお、前回の農地法5条許可は平成3年7月26日となっています。参考事項といたしまして、居宅1棟131.66㎡です。

ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14時52分まで休憩します。

14時31分休憩

14時52分再開

議 長

それでは、休憩前に引続き会議を開きます。

18ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局

(川波) 議案朗読をもって説明。15ページまで12件ございます。

ご審議方よろしく願います。

議 長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議 長

14番坂田委員。

14番

(坂田委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅及び農業用倉庫の建設、理由は、現在、実家住まいであるが、事業拡大のため自己用住宅と農業用倉庫を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟39.74㎡、農業用倉庫1棟120.00㎡です。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、集落接続、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次の審議番号2番は、公売参加に係る買受適格証明願に対する資格審査となりますので落札

後、当該証明書の交付時と同じ内容で5条許可申請が出された場合は、今回の審議をもって、その審議に換えさせていただきます。それでは審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議長

9番窪山委員。

9番

(窪山) 審議番号2番について説明します。この案件は公売参加に係る買受適格証明願に対する資格審査です。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は競売。転用の目的は露天資材置場の整備、理由は現在使用している資材置場が手狭となり、資材置場を整備するもの。参考事項といたしまして、第一種住居地域、一体開発する宅地598.01㎡。農地法の運用は用途地域が定められている農地、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水等は自然流下。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。公売参加資格について問題はないと思います。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号2番について公売参加に係る買受適格証明書の発行をすることについては承認します。なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合には、農業委員会会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、承認するものとします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議長

9番窪山委員。

9番

(窪山委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在借家住まいのため祖父の土地を譲り受けて自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟132.49㎡。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、集落接続、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。

18番挙手

議長

18番林委員。

18番

(林委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。転用の目的は居宅進入路及び上下水道用地の整備、理由は、居宅への進入路と上下水道を整備するもの。参考事項といたしまして、既存宅地583㎡です。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は、杷木支所から500m以内の農地、農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合

併浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。
ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

全委員

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長

賛成の挙手
賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
19ページをお開きください。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

議 長

事務局挙手

事務局

事務局。
(岩切) 審議番号1番から4番については、推進機構からの買入れです。審議番号5番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から5番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

議 長

ご審議方よろしくお願いたします。
事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番から5番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

全委員

なければ、審議番号1番から5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長

賛成の挙手
賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:06)